

平成19年12月13日（木）

（午後1時1分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第27 議案第1号 平成19年度橋本市
一般会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（中上良隆君）日程第27 議案第1号
平成19年度橋本市一般会計補正予算（第4号）
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別
に行います。

補正予算説明書の平成19年度一般会計補正
予算（第4号）の12ページをお開きください。

まず、1款、議会費、12ページから13ペー
ジまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次
に、2款、総務費、12ページから23ページま
で、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次
に、3款、民生費、4款、衛生費、22ページ
から37ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次
に、6款、農林水産費、7款、商工費、36ペ
ージから43ページまで、質疑ありませんか。

16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）38ページの6款10目の
450万円減額されてある件、これどういう内容
か教えてほしいんですけど。九重農免の減額
予算。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）平成19年度におけ
る九重農免道路の工事請負費として1,200万
円を計上しておりましたが、現地の再調査を
行いまして、必要とする工事費につきまして
は実施設計750万円となりましたので、450万
円を減額いたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、8
款、土木費、9款、消防費、42ページから51
ページまで、質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）43ページの道路維持に
要する経費、冬季の氷雪による路面凍結を防
ぐため、融雪剤の撒布手数料及び融雪剤の購
入費の計上ということなんですけども、路面
凍結を防ぐためというのは毎年のことだと思
うんです。それが、この12月の議会で補正に
なっているということは、何か理由があるん
でしょうか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）特に理由はござい
ませんけれども、例年12月補正で計上させて
いただいておりますということで、本年度におき
ましても計上させていただいたところござ
います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）今の件で、基本的な考
え方だけ教えていただきたいんですけども、
融雪剤の配布といいますか、使用の基準なん
ですけども、どういう基準で融雪剤を使用さ
れているのかということにつきましてお尋ね
したいと思います。

といいますのは、この地域は冬に一度、二度は雪が積もるといのは通常のこととございまして、そういう場合にどう対処していくかということの民の守備範囲と、そして官の守備範囲をどのように考えて運用されているのかということについてお尋ねいたしたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）融雪剤の配布につきましては、例年、例えば谷奥深等が主な対象になるわけとございまして、各地区の区長より要請のあった場合については、市のほうからその場所へ配置するということがございまして、撒布につきましては、地区の皆さま方で撒布をしていただく。

もう一つは、橋本警察より、積雪、凍結等の通行障害が発生した場合に要請がございまして、その場合につきましては、市の直営ということで建設課、管理課の職員が凍結する主要なところについて、凍結防止剤を撒布すると。

もう一点は、委託ということで、市内の3業者につきまして、13の主要路線の凍結防止剤の撒布をお願いしているところとございまして。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）大変運用が難しいところはあろうかなというふうにするわけとて、主要な幹線の市道につきましては、交通障害等を起こしていますので、市による撒布ということは必要かと思ひますが、中には、こういう地形的に言ひましても、1軒、2軒のお宅が車で出てくるのに、雪が積んでおって出てこれないので欲しいというのかなりあると思ひます。これに対して市が行政サービスとして配布をしていく、していつているんですけども、今現状、区長さんの要望を受けまして、このことについては、基本的なお

考えとしては、今の運用でいいというふうにお考えかどうかということだけお聞かせ願ひますか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）現在、言われましたような運用で実際やっておりますので、そのような形でしていただければというふうに思ひます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）同じところなんですけれども、予算の立て方として、毎年12月に補正しているから今年も12月だということなんですけれども、そもそもこの1年間の予算の立て方という中には、当初予算で必要なものは全部盛り込むべきではないかと思ひます。最初からわかっていることとてれば、そうでなかったら、最初の予算の審議のときに1年間を見通すということもできなくなりますし、来年度からどうされるのかちょっとわかりませんが、必要な経費はすべてやはり当初に組むべきなのではないでしょうか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）ご質問にお答えいたします。

原則としてはそうとてございまして。議員おっしゃるとおりとてございまして。特に、補修用材料費につきましては、これ塩化カリウムを買う費用とてございまして、当然、前年度の在庫等が発生いたします。当初から予算額を計上するにも、在庫等をやはり勘案した中で、最小限に抑えたいという財政課の考えとてございまして。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、10款、教育費、52ページから61ページまで。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）59ページ、お願いします。

教育文化会館の管理に要する経費の減額補正、277万4,000円。これは耐震診断の委託料の減額ですが、どういった理由なのか。

それと、その下の東部コミュニティセンターの管理運営に要する経費の57万7,000円、当初予算よりも電気代として上げておられる理由について。

もう一つ、産業文化会館の管理に要する経費の増額の86万6,000円。これは、主に賃金の雇い上げ料の臨時・嘱託の部分ではわかりませんが、利用の頻度とかというのは聞いているんですけども、合併になってからもいろいろと利用はあるんですけども、その売り上げについては多少のいろんな減免とかそんなものがある、なかなか売り上げが上がっていないということを聞いているんですけども、そこら辺、三つをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）1点目の教育文化会館の耐震診断委託料の277万4,000円につきましては、今年度、耐震診断、一次診断をする予定でしたが、一次診断しても、56年以前の建物ですので、判定は、次に二次診断を行わなければならないということは想定されましたので、一次診断はやめて、来年度、二次診断にいかうという格好で減額をさせていただいております。

それから、東部コミュニティセンターの57万7,000円の電気料につきましては、主に土日なんですけども、当初の計算よりも利用頻度が増えておりますので、電気代の増額をお願いしたいということです。

それから、産業文化会館の賃金ですけども、これも貸し館業務の増によりまして、職員の時間外をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）まず、教育文化会館の管理運営に要する経費ですが、これは今ご説明があったので理解できるんですが、予算の段階で、やはりそういうのは前もってわかっているはずなんで、56年以前の建物については一次診断からやるのが普通なんでしょうけども、その建物の構造上、いきなり二次診断をやって、改修のほうに移らないかということについては、当初からわかっておったん違うかなということ、なぜこんなところで上げていて、ここで減額の補正をするのかなという、それちょっと疑問に思ったので質問させてもらったんですけども、当然これ二次診断から入るということであれば、危ないと、可能性がある。改修のほうにもいくわけですので、そこら辺の部分について、この277万4,000円の費用については、二次診断にいった場合にその差額として、これは全く一次診断だけのあれであって、例えば一次診断やります、二次診断やります、そしたら新たな費用がいるわけでしょう。そしたら、この277万4,000円というのは、二次診断から入った場合は全く必要ないというのか、そういった経費を削減したという考え方でいいのかなというような、それが一つ。

それと、東部コミュニティセンターの場合に、よく、利用されているのがあまり多くないという指摘とかもあるみたいで、そんな中で、こんなところで電気料がプラスの補正になってきてというのは、当初からそういうのを読んでおられなかったのかなというような、そういう疑問があるんですけど、来年度の予算に対しての、やっぱり何と言うんか、ここら辺が僕、もうちょっと理解できひんのやけど。

あと、もう一つは、産業文化会館の部分に

についてもそうなんです。高野口町の町立の場合は結構頻度があって、売り上げというか、あったんですけども、割と利用があるにもかかわらずあまり売り上げになっていないと。まして、ここで雇い上げ料があるということは、またその部分でも差し引きを引くと、結局貸し出ししている部分とこういった経費を引いたら、存続して、やっぱりこれどんな運営をしているんよという話になってきた場合に、どういうふうに考えてはるんかなというふうに思うんですけど、大いに雇い上げ料が増えたということはいいことというふうに僕は受けとめているんやけども、そこら辺の説明というんか、はっきりわかっているのであれば、ちょっと教えてほしいですね。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）1点目の耐震診断の経費については、議員のご質問のとおりです。ですから、一次診断しても、二次診断、丸々の経費はかかります。ですから、一次診断の分、二次診断に来年移行しますと、今年減額した277万4,000円が丸々削減できるという、ご指摘のとおりです。

それから、コミュニティセンターの電気料の読みということなんですけど、これは、まだ開館して、オープンしてそんなに年数がたっておりませんので、利用の読みというのは非常に難しいところがあるんですけども、開館しましてから前年度並みに予算をいただいていたんですけども、前年度に比べて今年度好評で、利用実績が若干上がってきているという格好で、電気料が不足してきたということをご理解いただきたいと思います。

それから、産文のことにつきましてですけども、高野口町時代は売り上げが上がっていったと、なるほど高野口町時代では減免規定がございまして、合併してから合併協議の中で、橋本市の例にならって社会教育団

体等についての減免規定を設けておりますので、その分は若干下がっているということですが、利用実績については遜色なく上がってきております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）55ページ、小学校費の小学校建設に要する経費の部分でちょっとお尋ねします。

これ、高野口小学校の問題かと思うんですけども、今回、設計変更委託料340万円、これが計上されておるんですが、今までの報告の中で、職員室を校務センターの中に置いておくのは望ましくないというようなお話があって、これは多分、体育館、プールとあわせて、校務センターについても設計変更するための費用かなというふうに理解をするんですが、その一方で、当初予算で校舎等新築工事費9億3,600万円計上されておる分ですね、これ今回補正の対象になっておらないんですが、この設計変更の結果を受けて、増額なのか減額なのかわかりませんが、再度これ補正をしていくというお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）設計変更委託料の340万円につきましては、今年度支出見込みという格好で計上させていただいております。設計変更に伴いますのは、債務負担でお願いしております890万円と合わせて設計変更に必要な経費はトータル1,230万円をお願いをしたいと考えております。ですから、この340万円につきましては、大ざっぱに言いますと、ご指摘のございました体育館、プールの配置変更に伴う主な設計費用というふうにとらえていただいて、それから、残りの債務負担でお願いしている890万円については、木造旧校舎の内部と職員室等々の見直しの設計変更料

というふうにご理解をいただきたいと思いません。

それから、工事請負費、当初の9億3,600万円、ここで上がっていないかというご指摘やと思うんですけども、これはこのままちょっと置いておかせていただきまして、今年度設計変更で委託をしております体育館、プールの配置変更に伴いまして、今あります町民体育館、あるいはプール等をとにかく解体せよ、建てられないという格好が生じてまいりますので、今年度に工事着手をやりたいと思っておりますので、まだ工事費はさわっておりません。最終的に、3月でまた減額等のお願いをさせていただかないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）だいたいわかるんですけども、そうしましたら確認なんですけど、この校舎等新築工事費というのは、校務センターで使うというよりは、とりあえず当初予算で確保をしている分について、これプールとか体育館の解体とか、そっちへの流用を考えて、このまま現時点においては置いておられると、そういう理解でよろしいですか。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）流用というのでなしに、工事費はそのままさわらずに執行させていただきたいと、解体工事費のところ。体育館、プール、校務センターの新築につきましては、見直しの中で3月で減額をさせていただきたいという意味でございます。もともと体育館の解体工事費も含んでの9億3,600万円ですので、それは執行させていただいて、新築の部分については一旦また3月時点で減額させていただいて、当初予算でまた新たなお願いをするかという考え方になるかと思えます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）ちょっとだけ。関係委員でございますのであまり突っ込んで質問したら失礼にあたりますので。平成17年度のこととちょっと触れたいんですけど、54ページの、今、瀧議員が質問したのと同じ委託料の件ですけど、平成17年度の決算審査特別委員会の委員長報告の中で、校務センターについては非常に単価的に高額な設計をされているので云々という報告があったと思うんです。その実施設計ができたなら議会に提示して云々ということになっておったように思うんです。それは関係委員会に提示していただいたら結構だと思うんですけど、設計変更という名称で上がってきておるので、単価的に340万円というのはちょっと安いな、どないかなと思ったんですねけど、今次長の報告で1,230万円云々ということですので、それは妥当性はあると思うんですけど、そこら辺、現設計ができて変更になるのか、まだそれができていないのか、その一点だけ。予算がついてますのでお聞きしておきたいと思えます。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）まず、1点目の校務センターの決算でなしに、当初の予算審査特別委員会の話やと思うんですけども、単価が高いというご指摘はいただきました。それで、見直しをしてご報告という格好で進めておたわけですけども、ご存じのように請願等が来まして、一時保留になったと。その中で、先ほどですけども臨時の文教厚生委員会のほうへご説明申し上げましたように、最終的な教育委員会の方針としましては、見直しをしまして、校務センターは新築しないという方針を立てました。

それから、設計はできておるかということですけども、基本的には体育館、プールは設

計ができておりますので、それを活用して配置の設計変更を行いたいと。それから、校舎につきましても、おおむねできておるんですけども、その見直しを20年度にかけて設計変更をやっていききたいという格好で、トータル1,230万円の設計費用を、変更額をお願いしているところでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

4ページをお開きください。歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）9ページをお願いします。8ページ、9ページ。

20款、諸収入の5項、雑入の中で、生活保護法63条返還金が450万円、生活保護法78条返還金150万円というのが計上されております。生活保護法を確かめてみますと、63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」。これは、何らかの事由によって、きのうも一般質問の中でありましたけども、14日以内に保護の開始を決定するかしないかというようなことがあったと思うんですが、多分その14日より以前に、緊急に何らかの保護開始決定をしなければならなかったケース。ただし、その場合に、保護人が資力があつたために後日返還させたということかなという解釈をするんですが、それでいいのか。

また、78条、こちらは「不実の申請その他

不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」。これに基づく返還金が、今回150万円という計上がされておると思うんですが、まずは、こういった事例、今回出てきておるんですけども、内容は結構なんですけど、要は、これは不正な支給があつたために返還を求めて、返還されたためにこの歳入に入ってきているのかどうか、ちょっと確認させてください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず、生活保護法63条返還金ですけれども、これは議員おっしゃるとおり費用返還義務です。例えば被保護者が、年金受給ですとか保険金の取得、あるいは介護扶助による償還金の支給を受けたとか、後に何らかの収入が確認できた場合に、その部分は収入と認定できますので、その分を返還してもらおうというものです。

それと、その下の78条返還ですけれども、これが不実の申請、まさしくそのとおりで、不正な手段により保護を受けたということで、就労収入があつたのに、あるいは預貯金があつたのに申請の時点でそれを隠していたと、そういった場合、後で判明した場合、その不正受給した部分について返還をしてもらう部分です。この部分については、きのうの一般質問でもありましたけれども、今回の高野口の事件で、大阪の業者が引っ越し費用を不正に、不実の申請をして詐取しておりますので、その部分についてはここに入ってきます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）わかりました。そして、きのうの件とはこれ、別やと思うんですが、こういったケース、例年どれぐらいあるものなんですか。過去3年とか5年とかで、

わかる範囲であれば教えていただきたいということと、きのうも80人の保護者に1人のケースワーカー、これ国の定める基準やということなんですが、今後、そのチェック体制とか、どういうふうに指導されていかれるおつもりなのか、その見解だけお答えいただけますでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず、63条の件ですけれども、これにつきましては、平成17年度は8名、端数処理しますけども33万7,000円です。18年度につきましては12名で、約96万3,000円。19年度、現在途中ですけれども11名、530万円です。

78条につきましては、17年度、1名で3万6,000円。18年度については3名、16万円。19年度については8名、144万5,000円です。

対応については、それぞれの受け持ちの担当ケースワーカーが、保護開始のときについては聞き取り、あるいは生命保険会社へ生命保険の加入があるか、あるいは各銀行へ預貯金等の調査をしておりますけれども、家族とか友人とかのお金の借り入れとか、あるいは年金を担保に借り入れている場合もあります。それらについても一応調査しますけれども、やっぱり申告がなかったら非常にわかりづらい部分があります。行く行くはいろいろケース訪問等でわかってくるんですけれども、それらについては、事実をきちんと申告するように指導しておりますけれども、わかっていた部分についてはすぐ返還してもらうということで、基本的にはあってはならないことやと思うんですけれども、指導を徹底していくしか方法がないのかなと思っております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）10ページ、11ページをお願いいたします。

ここの市債の部分でございますけども、まず総務債としまして退職手当債、そして教育債のほうでも退職手当債が補正されてございます。これについてお尋ねするんですけれども、本年度合計が総務債、退職債で12億3,200万円と。教育のほうは一体いくらになっておるのかということも聞きたいんですが、この12億円という金額が退職金のいかにほどになるんですか。というのは、この退職金をすべてこの退職債で賄ったという解釈でよろしいんですかということですね。通例、5億とか6億ぐらいの退職金は出ておるんです。今回、今年は勸奨等による退職が多くて、退職金が増えたと。その段取りができなかったので退職金を借りたというんであればいいんですけども、そうでないとしたら、私はいささかこの財政運営について、市長の姿勢に大いな疑問を感じますので、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）中西議員のご質問にお答えいたします。

退職手当債でございますけども、12億円全体がすべて退職手当債ではございません。今回12月補正で計上させていただきました総務管理債として、退職手当債3億1,920万円が市長部局での退職手当債でございます。それから、教育総務債として4,960万円が教育委員会部局の退職手当債でございます。合計でいたしますと、3億6,880万円が退職手当債ということになります。

退職金総額を申し上げますと、市長部局で定年、勸奨合わせて22名でございまして、総額5億9,355万3,000円でございます。教育委員会部局が5名で1億1,942万3,000円でございます。市全体といたしましては27名、7億1,297万6,000円になります。でございますので、そのうち3億6,880万円の退職手当債を

借りるということになっております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）全般ということですので。

きょうの午前中にも、市長専決処分で債務負担行為補正の中で、あけぼの団地の火災修理工事ということで3,500万円という形での専決処分があったんですけども、これはこれでいいんですけども、問題は、僕、今回の補正予算に、これに関する、火災じゃないけども、補正の中で予算が上がってきていないのがものすごく不思議やなど。やっぱりこの火災が起こった原因があると思うんです。やっぱりその原因を突きとめて、消防署がちゃんとやってはると思います。じゃ、その改善策というのが見えてきたと思うんです。それに関して今回上がってきていないというのは、ほっておくんですかと。一事が万事、いっぱいありますわね、ほかにも。まして、今回の火災の場合は水をかけたということで、当然そうなんですけども、下の階が、出火元じゃないところが被害を受けて財産を失ったと。そういうふうなことを二度とせんためにも、やはり行政がもっと早急な対応を考えて、私としたら、ここへ何らかの対応策が出てきておかしくないんじゃないかなと思っている。

例えばもうじき法令化するのかな、非常の警報装置。じゃ、ああいうのは全部ついているんですか。それは指導だけでいいんですか。市営住宅であれば標準で装備していかなあか

んのかもわかりませんわね。じゃ、それを、火災が起こったから早急にやるという、そういうところがあってもいいとは思いますが。それに対して何も対応を打っていないようなことを思います。火災というのは、人の命と財産を失う大きな問題になる可能性がありますので、その対応がないんですけども、その辺のところのご説明をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）ご答弁をさせていただきます前に、このたびのたび重なるあけぼの団地の火災につきまして、議員の皆さま方にご心配なり、またご協力をいただきましたこと、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げたいと思います。また、地元神野々区長さまを始め、区民の皆さま方にいろいろご協力をいただいたことをあわせてお礼を申し上げたいというふうに思います。

では、ご答弁をさせていただきます。

対応策という話でございますけれども、対応策については、出火原因は、1件は不明、1件はたばこの不始末ということで、住宅管理の立場といたしまして、早急にビラを作成いたしまして、全戸配付してございます。このような「住宅火災の予防のお願い」ということで全戸配付してございます。

それから、もう一点、火災報知器の問題でございますけれども、このことにつきまして、段階的に各戸に設置するということで計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）火災報知器に関しましてですけども、対応に関しましては、ビラを配っていただいて皆さんに周知を問いかけるということは、僕はそれはそれで結構です。やはりある程度のもの、ここへ言っているように補正予算で予算をつけるぐらいの、そう

いう、部長、急いでやる。あれ大したことないですよ、ご存じのとおり1個数千円ですわ。それをつけることによって1戸でも2戸でも火災が抑えられれば、1戸で済んだらよし、出さないのがいいんですけども、早期発見によって。そういうことの早期対応というのは、僕はやっていただきたい。ここへ補正でぽんと出て、あけぼの団地の火災を経験に行政はすぐ動いたんだと、安全のために頑張るんだと、そういうふうな意図が見えてこなければ駄目なんですけれども、今やってくれるということなんです。

そして、もう一つ、あれは義務があるんですか。市営住宅を管理運営する行政として、つけなければいけないという義務があるか、もしあるのであれば、本当にこれからこの予算に対してしっかりつけていただけるようお願いしたいということで、その一点の、義務があるかないかの質問、答弁よろしく願います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）義務はございまして、20年度から予算計上させていただき予定をしております。

○10番（平林崇行君）できるだけ早くお願いします。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）今、平林議員が質問したあけぼの団地の件でお伺いしたいと思います。

この火災2件起こして、私、神野々に在住する地元の1人として、消防署を始め職員の皆さま方に大変ご迷惑をかけ、お手伝いをいただいたこと、また議員各位にもご心配をかけたこと、地元の1人として御礼と感謝を申し上げたいと思います。

この債務負担行為補正の中で、私は専門家ではございませんので素人なりにお聞きした

いんですが、もし私の質問が愚問であればお許しいただきたい。この中で110万円、工事管理委託というのが計上されておるが、おそらく僕の推測するのには、これは専門家の建築士に依頼する委託費であろうと理解しておるんですが、これ間違ったら間違っているで答弁していただきたいんですが、何せ2回しか質疑ができませんので。

その中で、3,500万円の修繕費が出ておるんですが、この程度の管理なら、今市役所の中で恐らく建築士の資格を持っている方がおられると、こういうふうに理解しておるし、多分おと思うんで、その人たちで、この程度のもものでは業者に委託するのではなく職員でできないのかということ。これをお聞きしたいと思いますので。僕が間違っておったらごめんなさいよ。これちょっとお聞きします。

○議長（中上良隆君）先に平林君に言おうと思ったんですけども、専決処分の中で処理されていることなので。

○24番（中西 健君）それやったら、それを先に言うてもうたら。だから、愚問やったらお教え願いたいということで。

○議長（中上良隆君）そういうことでご理解願います。

○24番（中西 健君）これはまた別でお話します。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）歳出で聞きもらしたというか手を挙げ損ねたんですけども、19ページで、市税徴収に要する経費というのがございます。これ補正予算、直接お尋ねするわけじゃないので、それが許されるかどうかちょっとあれですけども、もし許されるのであればお聞きしたいのは、今、市税徴収にかけている経費はいかほどになっているのかなど。それで、体制もちょっと説明をお願いしたいなど。市税徴収の体制を強化していただきたい

いというのはずっと思っておりまして、今年も一般質問等でしたんですけども、今の体制と経費と、それからこの間もちょっとお話出ましたけど、来年度の徴収の体制、特に戦力についてどういうふうされるのか、尋ねられたら教えていただきたいのが一点。

2回しか言えませんので、もう一点言うておきます。衛生費です。これもここでお尋ねするのが適当かどうかあれですので、もし適当でなかったらそう言っていただけたらと思うんですけども、先ほどの火事の後始末の件なんです。

どうも火事が起こるたびに、火事の焼け跡の残物の処理をクリーンセンターでしてほしいというのが出てきているみたいでして、これは今までどういうふうに過去、取り扱いをされてきたのか、そして、今後どうしていくんかということと、それと、ほかの自治体で一体どういうふうに処理されているのか。というのは、火事を出されて、そして焼け跡の整理をするときに業者にそれを委託されますと、産業廃棄物ということになるそうなんです。産業廃棄物になりまして、クリーンセンターいっぱい処理をするところでは、それを処理できないというようなこともあって、なかなかそこがしっくりいかんというんですかね、ということがあります。全国的にもこれものすごく問題がある、全国的に一体どないなっておるのかなというところも含めて、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、市税徴収にかかっている全体の経費ということなんですけど、ちょっとお時間いただきたいと思います。調べておりませんので、集計する必要がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、体制のほうなんですけれども、体

制につきましては、ご存じの徴収嘱託員制度を廃止いたしまして、現在は正職員なり臨時職員ということで徴収強化に取り組んでおるという状況でございます。きのうの一般質問もいただいたわけですが、今の体制の中で頑張っていかなければならないんですが、固定資産等でも徴収率が10年来落ち込んで、不納欠損額も落ち込んできておりますので、そのやり方といいますか、人数の問題もあるんですが、やはりそういう中の資質の向上といいますか、訪問から役所の方へ口座振替等で納めていただくというような推進に取り組んでいきたいということを考えております。

それから、差し押さえ等につきましても、悪質滞納者の方につきましては強化していく中で、専門的な知識、法的な解釈も必要になってまいりますので、そういう研修会への出席も積極的に取り組んでおると。今現在、県の回収機構のほうでも、短期スタッフの派遣ということで今現在1名が3カ月単位でおりますので、そうしたことで強化のほう、やり方も検討してまいりたいと思っております。

それから、もう一点あったのを、私、質問聞き逃したんですが、恐れ入ります。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）指摘させていただきま

す。

今の体制、戦力というのは、要するに能力もあるんでしょうけども、人員の数ですね。職員の数が現在一体どうなっておって、将来的にはこれを増強していただきたいと個人的には思っておるんで、その辺はどういうふうにお考えですかということ。

それと、経費がいくらこの徴収にかかっている、人件費部分がいくらかかっているとか、その辺を教えていただければありがたいし、他市と比べてどうなのかということもね。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）収納のほうの職員につきましては、以前は徴収嘱託員制度をとっておりまして、当初正職でいく時点では、その職員数から2名を減じた4名で、当初徴収嘱託員6名おりました。4名の体制の正職でいく予定をしておりましたが、いろんな人員配置の中で当初3名しか配置できておりません。期の途中で10月でしたか、1名増員したんですけれども、その1名につきましては3カ月間派遣をいたしまして、また1月から引き続き別のサイクルで3カ月間派遣をいたしますので、税の回収機構のほうへ派遣をする予定をしておりますので、実質昨年と比べまして3名減の状態で開催としては回っているような状況でございます。それは、非常に少ない中でいろんな成果を挙げていただくためにご苦労いただいていると思っておりますので、増加はしていかなければならないというふうには考えております。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）納税課の体制でございますけれども、全部で正職員11名の体制、課長を含めまして11名で取り組んでおります。係につきましては、管理納税係と滞納整理係の2係ということでございます。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）火事の後始末の処理についてですが、まず、クリーンセンターでの取り扱いという第1点目のご質問ですが、これは一応廃材を前提としたことでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、基本的には火災保険にほとんど入られていると思っておりますので、ほとんどの場合にはこの火災保険で対応していただいているというのが通常でございます。ご質問の火災保険に入られていない場合の対応ですが、業者に全部お願いするというような場合については、議員ご指摘のように産業廃棄物等の扱い

になります。クリーンセンターで取り扱えるのは自己搬入と。自分が車等でその廃材等を搬入する場合については、これは一般廃棄物という形で処理はさせていただきます。そういう取り扱いをさせていただいている現状でございます。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）市税徴収の職員の体制としては大変貧弱なんじゃないかなと。市が企業誘致とか人口増とかを図って、歳入を図っていくということも大事なんですけれども、一番直接的に歳入増を増やせるのはここなんですよね。銭もうけのできる場所はここなんですよね。ここにやはり戦力を入れていただきたいなど。この滞納整理が4人とかで、これはいかに考えても少な過ぎる。それで6,000件とかいうような滞納処理というのは、まず不可能だと思いますんでね。ぜひとも次の春には体制の強化をお願いしたいと思います。

それと、今の焼け跡と焼けぼっくの処理ですけれども、実際のところ、周辺市町村はどうしておるのかなということ、ちょっとほんまに真剣に調べてほしいなと思うんです。というのは、よく言われるのは、よその町は皆とってくれとるがなと。私もそう言われて困っていたんですけどね、実は。よその町はそんな、皆町やら市やらでとってくれて、焼いてくれておるで。橋本だけ何でとってくれへんと言われるんです。

過去にも、名前言ったら差しつかえあるので言いませんけども、ある方が、こんなことを言ったらあれやけど、ちょっと家の造作を直しておって、最初はお本人が自分のところのごみやと言って持っていったと。実際のところは業者に改築工事を頼んでおったんですけども、1回目は行ったんやけど2回目は業者が持っていったと。業者が持っていったら、クリーンセンターにノーと言われたと。当然

の話なんですけど、そんなこともございます。

とにかく、実際焼け出されて困っておられる部分で、住民の感情としては、それぐらいは市でやったれよという方が多いんです。本音のところ。だから、ほかのまちでそういう取り扱いが普通であるのであれば、本市もやっぱり考えていく余地があるし、考えていかざるを得ないんじゃないかなというふうに思いますのでね。過去の事例を、これも言ってええんかどうかわかりませんが、そういう処理も実際されていたようです。だから、十分研究していただきたいなと思うので、その点だけ、していただけるかどうかだけ、お返事お願いします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）この問題につきましては、私もインターネット等で調べた経過がございます。これの処理につきましては一般廃棄物扱いもできるというネット上の意見があるのを私も知っております。ただ、現在、橋本市としては、法上は、先ほどおっしゃられましたように業者が持ち込んでくる部分については産業廃棄物と考えざるを得ないというところで、先ほど説明させていただいた取り扱いをしておるんですが、他自治体ももう一度詳しく調べさせていただいて、対応できるようなところについては一応研究をさせていただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）ページ数で言いましたら4ページになると思うんですが、地方交付税なんですが、うちの場合でしたら特例債を発行したりいろんなことをすると、交付税算入の部分がありますので、特殊要因ということでその分は増えてくるという形になりますが、その特殊要因を除いた部分で来年度の方がそろそろ出ていると思うので、地方交付

税、今年に比べて来年度何か変化があったかどうか、その点教えてください。

それと、もう一点、まとめていきます。退職手当債、これは11ページなんですけども、その退職手当債を活用するにあたっての条件的なもの、言ったら何%充当するのかとかあるのかないのか。もう一つは、どこにいくらぐらいの金利で借りて、どのぐらいの返済条件があるのかとか、その辺ちょっと教えてもらえたら。そして、金利のほうは、入札したら安なるんやったら、入札で安くして、借りられるところがあったら借りたらええなと思いますので、できるかできないのか、その辺を含めてちょっと教えてください。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、地方交付税でございますけども、平成20年度、来年度の地方交付税につきましては、現在、まだ国におきまして地方財政計画が決まっておりません。全国市町村に何ら提示もされておきませんので、どういうことになるかというのは現在のところお答えはできません。

それから、退職手当債でございますけども、退職手当債の計算方法でございますけども、退職時の退職見込み額に、それをラスパイルズ指数で割りまして、さらに前年度の給料総額を差し引きまして、国が定める退職手当率を掛けると。若干ややこしい計算になるんですけども、その計算に基づいて出したのが3億6,880万円ということになります。

それから、退職手当債の発行に際する手続きになりますけども、基本的には市中銀行から借りということになりますけども、当然入札による手続きをとらせていただきます。従来からすべての市中銀行、旧縁故債と言われている分ですけども、それについては、すべ

て入札による手続きで、最低利率で落札した金融機関に受けていただいているということになっております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）済みません。償還期間だけ教えてください。何年ほど。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）3年据え置き、12年償還、15年ということになるかと思えます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第1号については、委員会への付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成19年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、2時15分まで休憩いたします。

（午後2時2分 休憩）

（午後2時15分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）恐れ入ります。先ほど5番議員で答弁を保留させていただいた件、ご答弁させていただきます。

市税徴収に要する経費といたしまして、平成19年度9月末現在で835万円の経費、ただし、先ほど申し上げました今現在の11名の人件費は含んでおりません。なおかつ、平成18年度で予算化していただきまして、平成19年度への繰越事業として予算されております滞納整理システム3,000万円は別途でございます。ですから、滞納整理システムが完成した段階で機構の強化、徴収の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。失礼しました。